

宇和島市契約規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(入札の無効)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 入札書に記載された金額、<u> </u>氏名又は印形<u> </u>が確認し難いとき(電子入札による入札にあっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録、当該電磁的記録に係る電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)及び当該電子署名に係る電子証明書(入札者又は見積者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)が確認できないもの。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(入札書の提出)</p> <p>第8条 入札をしようとする者は、入札書(様式第1号)に必要な事項を記入して記名押印<u> </u>し、封かんの上提出しなければならない。ただし、市長において特に認めた場合は、入札書を書留郵便によって提出することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入札書記載事項の訂正)</p> <p>第10条 入札者は、<u>入札書記載の事項につき訂正又は挿入したとき</u></p>	<p>(入札の無効)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 入札書に記載された金額、<u>入札者の氏名又は印形(担当者の職氏名及び連絡先が確認できる場合の印形は除く。)</u>が確認し難いとき(電子入札による入札にあっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録、当該電磁的記録に係る電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)及び当該電子署名に係る電子証明書(入札者又は見積者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)が確認できないもの。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(入札書の提出)</p> <p>第8条 入札をしようとする者は、入札書(様式第1号)に必要な事項を記入して記名押印<u>(担当者の職氏名及び連絡先を記入する場合にあっては、押印を省略することができる。)</u>し、封かんの上提出しなければならない。ただし、市長において特に認めた場合は、入札書を書留郵便によって提出することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入札書記載事項の訂正)</p> <p>第10条 入札者は、<u>入札前において、入札書記載事項に誤記、脱字</u></p>

は、その箇所に押印しなければならない

。

ただし、金額の訂正は認めない。

(契約書作成の省略)

第29条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 指名競争入札による契約又は随意契約をする場合において契約金額が130万円以下である物件及び工事その他の請負のとき。

(4) (略)

2 (略)

3 請負者の責めに帰することができない事由により第1項に規定する期間内に工事に着手することができないと認められるときは、市長に対して着手時期の延期を求めることができる。

(契約保証金の納付の減免)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)～(7) (略)

(8) 競争入札により契約を締結する場合において契約金額が80万円以下(ただし、工事の請負契約を締結する場合においては、契約金額が130万円以下とする。)であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(9)～(10) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 請負者は、市長の承諾を得た場合のほかは、夜間作業を

等のあったとき、誤記はその部分に二重線を引き、改書を要するものにあつては正書し、脱字はこれを挿入することができる。

ただし、金額の訂正は認めない。

(契約書作成の省略)

第29条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 指名競争入札による契約又は随意契約をする場合において契約金額が200万円以下である物件及び工事その他の請負のとき。

(4) (略)

2 (略)

3 受注者の責めに帰することができない事由により第1項に規定する期間内に工事に着手することができないと認められるときは、市長に対して着手時期の延期を求めることができる。

(契約保証金の納付の減免)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)～(7) (略)

(8) 競争入札により契約を締結する場合において契約金額が150万円以下(ただし、工事の請負契約を締結する場合においては、契約金額が200万円以下とする。)であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(9)～(10) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 受注者は、市長の承諾を得た場合のほかは、夜間作業を

することができない。

(5) (略)

(工事用材料の検査)

第59条 (略)

2 (略)

3 材料検査のために直接必要な費用は、請負者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第61条 市長は、契約により支給材料又は貸与品があるときは、工事の施工に支障をおよぼさないよう請負者立会いの上、引き渡し、請負者は以後その保管の責めを負うものとする。

2 請負者は、支給材料又は貸与品で使用に適しないと認めたものがあるときは、その旨を申し出て、取替えを要求することができる。

(設計書等に不適合の場合の改造義務)

第62条 工事の施工が設計書、仕様書又は図面に適合しない場合において、監督員がその改造を指示したときは請負者はこれに従わなければならない。ただし、このために請負代金額を増加し、若しくは工期を延長することはできない。

(図面と工事現場の状態との不一致等の場合の処置)

第63条 工事の施工に当たり、図面と工事現場の状態とが一致しない場合、設計書、仕様書又は図面に誤謬若しくは脱落がある場合又は地盤等について予期することのできない状態が発見された場合においては、請負者は、直ちに監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

2 (略)

(工事変更、中止等)

することができない。

(5) (略)

(工事用材料の検査)

第59条 (略)

2 (略)

3 材料検査のために直接必要な費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第61条 市長は、契約により支給材料又は貸与品があるときは、工事の施工に支障をおよぼさないよう受注者立会いの上、引き渡し、受注者は以後その保管の責めを負うものとする。

2 受注者は、支給材料又は貸与品で使用に適しないと認めたものがあるときは、その旨を申し出て、取替えを要求することができる。

(設計書等に不適合の場合の改造義務)

第62条 工事の施工が設計書、仕様書又は図面に適合しない場合において、監督員がその改造を指示したときは受注者はこれに従わなければならない。ただし、このために請負代金額を増加し、若しくは工期を延長することはできない。

(図面と工事現場の状態との不一致等の場合の処置)

第63条 工事の施工に当たり、図面と工事現場の状態とが一致しない場合、設計書、仕様書又は図面に誤謬若しくは脱落がある場合又は地盤等について予期することのできない状態が発見された場合においては、受注者は、直ちに監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

2 (略)

(工事変更、中止等)

第64条 第30条の規定により、工事内容を変更し、工事を一時中止し、又は工事打切りの場合において、請負代金額を増減し、又は契約期間を伸縮する必要があるとき及び第35条第1項の規定により契約期間の延長をしたときは、工事変更請負契約書（様式第7号）を締結しなければならない。

2 （略）

3 第40条の規定により契約保証金を納付させた契約について前2項による請負代金額の変更を生じたときは、第40条に準じ契約保証金の追加納付又は返還をするものとする。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

（1）・（2） （略）

（3） 減額の場合において請負者が請求しないとき。

（4） （略）

4 第30条の規定により、工事の一時中止を指示したときは、その期間に相当する日数は、履行期間を延長したものとみなす。ただし、工事の一部について、中止を指示した場合においては、市長はその都度、請負者と協議して、履行期間の延長を定める。

5 （略）

（工事請負の前金払）

第65条 請負者が令附則第7条の規定により前金払を受けようとするときは、落札（採用）決定通知書（様式第8号）によりその額の決定を受けるものとする。

2 前金払は、予定価格が130万円を超えるものに適用し、その額は請負代金額に10分の4を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

3～4 （略）

第64条 第30条の規定により、工事内容を変更し、工事を一時中止し、又は工事打切りの場合において、請負代金額を増減し、又は契約期間を伸縮する必要があるとき及び第35条第1項の規定により契約期間の延長をしたときは、工事請負変更契約書（様式第7号）を締結しなければならない。

2 （略）

3 第40条の規定により契約保証金を納付させた契約について前2項による請負代金額の変更を生じたときは、第40条に準じ契約保証金の追加納付又は返還をするものとする。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

（1）・（2） （略）

（3） 減額の場合において受注者が請求しないとき。

（4） （略）

4 第30条の規定により、工事の一時中止を指示したときは、その期間に相当する日数は、履行期間を延長したものとみなす。ただし、工事の一部について、中止を指示した場合においては、市長はその都度、受注者と協議して、履行期間の延長を定める。

5 （略）

（工事請負の前金払）

第65条 受注者が令附則第7条の規定により前金払を受けようとするときは、落札（採用）決定通知書（様式第8号）によりその額の決定を受けるものとする。

2 前金払は、予定価格が200万円を超えるものに適用し、その額は請負代金額に10分の4を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

3～4 （略）

5 前項の規定により請負代金額が減額した場合において前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、請負者は30日以内にその超過額を返納しなければならない。ただし、その超過額が多額でこれを返納することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、請負者の申出に基づき市長が返納額を定めるものとする。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前払金の全部又は一部を当該請負者から返納させるものとする。この場合において、請負者は、返納すべき前払金額に対して、前払金を受けた日から返納の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項による年率で計算して得た額の利息を付して市長の指定する期間内に返納しなければならない。

(1) (略)

(2) 請負者が義務を履行しないとき。

(3) (略)

(中間前金払)

第65条の2 請負者が令附則第7条の規定により中間前金払を受けようとするときは、市長に中間前金払に係る認定の申請を行わなければならない。

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による認定申請に基づき、前項に合致しているかどうか調査を行い、認定調書を作成して請負者に交付するものとする。

5 (略)

(工事既成部分に対する支払)

第66条 第47条の規定により工事の既成部分の支払をするときは、

5 前項の規定により請負代金額が減額した場合において前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は30日以内にその超過額を返納しなければならない。ただし、その超過額が多額でこれを返納することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、受注者の申出に基づき市長が返納額を定めるものとする。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前払金の全部又は一部を当該受注者から返納させるものとする。この場合において、受注者は、返納すべき前払金額に対して、前払金を受けた日から返納の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項による年率で計算して得た額の利息を付して市長の指定する期間内に返納しなければならない。

(1) (略)

(2) 受注者が義務を履行しないとき。

(3) (略)

(中間前金払)

第65条の2 受注者が令附則第7条の規定により中間前金払を受けようとするときは、市長に中間前金払に係る認定の申請を行わなければならない。

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による認定申請に基づき、前項に合致しているかどうか調査を行い、認定調書を作成して受注者に交付するものとする。

5 (略)

(工事既成部分に対する支払)

第66条 第47条の規定により工事の既成部分の支払をするときは、

市長は特に、検査職員に既成部分検査を命じて、その調書を作成させ、これに基づいて、次の区分ごとに定める回数を超えない範囲により支払うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 予定価格が1億円を超えるもの 請負者と協議して定める回数

2 請負者が、前項の規定により、支払を受けようとするときは、工事出来高報告書及び一部支払請求書を提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第67条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用しない。この場合において、市長は、民法(明治29年法律第89号)の定めるところにより請求等をするものとする。

(火災保険等)

第68条 請負者は、市長が必要と認めたときは工事目的物及び工食用材料(支給材料、貸与品及び在品等を含む。)を火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 請負者は、火災保険等に対する時期、期間、金額等については、市長と協議して定めるものとし、保険契約後速やかに、その証券を市長に提出しなければならない。

3・4 (略)

(契約に関する紛争の解決)

第69条 請負契約に関し、請負者との間に紛争を生じた場合におい

市長は特に、検査職員に既成部分検査を命じて、その調書を作成させ、これに基づいて、次の区分ごとに定める回数を超えない範囲により支払うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 予定価格が1億円を超えるもの 受注者と協議して定める回数

2 受注者が、前項の規定により、支払を受けようとするときは、工事出来高報告書及び一部支払請求書を提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第67条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用しない。この場合において、市長は、民法(明治29年法律第89号)の定めるところにより請求等をするものとする。

(火災保険等)

第68条 受注者は、市長が必要と認めたときは工事目的物及び工食用材料(支給材料、貸与品及び在品等を含む。)を火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、火災保険等に対する時期、期間、金額等については、市長と協議して定めるものとし、保険契約後速やかに、その証券を市長に提出しなければならない。

3・4 (略)

(契約に関する紛争の解決)

第69条 請負契約に関し、受注者との間に紛争を生じた場合におい

ては、建設業法第25条の規定によりその双方又は一方から中央建設工事紛争審査会又は愛媛県建設工事紛争審査会に解決の斡旋を申請することができる。

2 (略)

(検査及び引渡し)

第72条 請負者は、工事が完成したときは、直ちに工事完成届(様式第9号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときはその日から特別の場合を除き14日以内に検査を行い、検査に合格したときは、その日をもって目的物の引渡しを受けるものとする。この場合においては、あらかじめ検査の日時を請負者に通知する。

3 検査には、請負者が立ち会わなければならない。ただし、請負者が立ち会わない場合においても、検査はこれを行うことができる。

4 前項ただし書により検査を行った場合において請負者は、異議を申し立てることはできない。

別表(第24条、第25条関係)

1	工事又は製造の請負	1,300,000円
2	財産の買入れ	800,000円
3	物件の借入れ	400,000円
4	財産の売払い	300,000円
5	物件の貸付け	300,000円
6	前各号に掲げる以外のもの	500,000円

ては、建設業法第25条の規定によりその双方又は一方から中央建設工事紛争審査会又は愛媛県建設工事紛争審査会に解決の斡旋を申請することができる。

2 (略)

(検査及び引渡し)

第72条 受注者は、工事が完成したときは、直ちに工事完成届(様式第9号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときはその日から特別の場合を除き14日以内に検査を行い、検査に合格したときは、その日をもって目的物の引渡しを受けるものとする。この場合においては、あらかじめ検査の日時を受注者に通知する。

3 検査には、受注者が立ち会わなければならない。ただし、受注者が立ち会わない場合においても、検査はこれを行うことができる。

4 前項ただし書により検査を行った場合において受注者は、異議を申し立てることはできない。

別表(第24条、第25条関係)

1	工事又は製造の請負	2,000,000円
2	財産の買入れ	1,500,000円
3	物件の借入れ	800,000円
4	財産の売払い	500,000円
5	物件の貸付け	300,000円
6	前各号に掲げる以外のもの	1,000,000円

様式第1号(第8条関係)を次のように改める。

入 札 書

令和 年 月 日

宇和島市長 岡 原 文 彰 様

入札者 住所

氏名

印

宇和島市契約規則をまもり契約条項を承認の上入札いたします。

金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
工事名（業務名・物品名称）										
この入札	保証金		保	現金						
¥			証	¥						
			金	代用証券						
			内	¥						
			訳	(内訳別紙のとおり)						

※本件担当者（押印する場合は、記載を要しない。）

担当者職氏名：

担当者連絡先：

(注) 本件担当者の職氏名及び連絡先を記載する場合にあっては、押印を省略することができる。

様式第1号の2を次のように改める。

見 積 書

年 月 日

宇和島市長 様

見積者 住 所

氏 名 ⑩

宇和島市契約規則をまもり契約条項を承認の上見積いたします。

金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
工事名（業務名・物品名称）										
工事（納入）期限										
令和 年 月 日										
その他必要事項										

（※本件担当者（押印する場合は、記載を要しない。）
担当者職氏名：
担当者連絡先：

（注）本件担当者の職氏名及び連絡先を記載する場合にあっては、押印を省略することができる。

様式第9号（第72条関係）を次のように改める。

工 事 完 成 届

令和 年 月 日

宇和島市長 岡 原 文 彰 様

受注者住所

氏名

印

令和 年 月 日着工した下記の工事は令和 年 月 日完成致
しましたからその旨届けます。

工事名

	拾億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
請負代金額										

※本件責任者及び担当者（押印する場合は、記載を要しない。）

責任者の職氏名及び連絡先：

担当者の職氏名及び連絡先：

（注）本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載する場合にあっては、押印を省略
することができる。

宇和島市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(対象建設工事等)</p> <p>第3条 事後審査型一般競争入札の対象とする建設工事等は、原則として、建設工事にあつては<u>予定価格130万円</u>を超えるものとし、工事に関する調査、測量及び設計等業務にあつては<u>予定価格50万円</u>を超えるものとする。ただし、市長が特に必要と認められたものについては、事後審査型一般競争入札の対象とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本的入札参加資格の事前確認)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の確認の結果、入札参加者が基本的入札参加資格を有していないと認めるときは、<u>当該入札参加者に対し入札参加資格不適合通知書(様式第2号)を送付するとともに、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とする</u>_____。</p> <p>3 (略)</p> <p>(開札の執行)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 市長は、開札執行後、次条の規定による入札参加資格の確認後において<u>落札者を決定する旨</u>を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札参加者に対しては、入札参加者全員の入札額及び業者名を公表の上、口頭により通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入札参加資格確認申請書等の提出)</p> <p>第10条 市長は、開札執行後(総合評価落札方式の場合にあつては評価値算出後)、落札候補者に対し期限を定めて次に掲げる書類</p>	<p>(対象建設工事等)</p> <p>第3条 事後審査型一般競争入札の対象とする建設工事等は、原則として、建設工事にあつては<u>予定価格200万円</u>を超えるものとし、工事に関する調査、測量及び設計等業務にあつては<u>予定価格100万円</u>を超えるものとする。ただし、市長が特に必要と認められたものについては、事後審査型一般競争入札の対象とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本的入札参加資格の事前確認)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の確認の結果、入札参加者が基本的入札参加資格を有していないと認めるときは_____、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とするとともに、<u>当該入札参加者に対しその旨を口頭により通知するものとする</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(開札の執行)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 市長は、開札執行後、次条の規定による入札参加資格の確認後において<u>審査結果</u>_____を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札参加者に対しては、入札参加者全員の入札額及び業者名を公表の上、口頭により通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入札参加資格確認申請書等の提出)</p> <p>第10条 市長は、開札執行後(総合評価落札方式の場合にあつては評価値算出後)、落札候補者に対し期限を定めて次に掲げる書類</p>

(以下「申請書等」という。)の提出を求めるものとする。ただし、落札候補者が2者以上あるときは、あらかじめ電子入札システムによる電子くじを実施し、落札候補者となる順位を決定するものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第3号)
- (2) 施工(履行)実績報告書(様式第4号)
- (3) 配置予定技術者の資格等報告書(様式第5号)

(4) (略)

2 (略)

(落札者の決定)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた者に対し、入札参加資格不適合通知書(様式第2号)を送付するものとする。

5 (略)

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第13条 第8条又は前条の規定により入札参加資格不適合通知書の送付を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、市長に対し入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができる。

2 市長は、前項の求めがあったときは、同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面により説明を行うものとする。

(以下「申請書等」という。)の提出を求めるものとする。ただし、落札候補者が2者以上あるときは、あらかじめ電子入札システムによる電子くじを実施し、落札候補者となる順位を決定するものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第2号)
- (2) 施工(履行)実績報告書(様式第3号)
- (3) 配置予定技術者の資格等報告書(様式第4号、様式第4-1号又は様式第4-2号)

(4) (略)

2 (略)

(落札者の決定)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた者に対し、口頭又は電子入札システムにより、当該入札を無効とする旨を通知するものとする。

5 (略)

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第13条 第8条又は前条の規定により、入札を無効とする旨の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、市長に対し入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができる。

2 市長は、前項の求めがあったときは、同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、書面により説明を行うものとする。

様式第2号を削る。

様式第3号を次のように改め、同様式を様式第2号とする。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

宇和島市長

様

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

次の工事（業務）に係る入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するものでないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

公告日	年 月 日
工事（業務）名	

記

- 1 入札公告個別事項「入札参加資格」に定める施工（履行）実績を記載した書面
- 2 入札公告個別事項「入札参加資格」に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

工事施工（業務履行）実績報告書

商号又は名称： _____

工事（業務）名		
発注機関名		
工事（履行）場所		
契約金額	円	
工期（履行期間）	年 月 ～ 年 月	
受注形態 <small>該当する方に「○」を記入してください。</small>		単体
		共同企業体（出資比率 %）
工事（業務）概要等		

様式第4号（10条関係）

工事-実績要件有り

配置予定技術者の資格等報告書

商号又は名称： _____

配置予定技術者の氏名						
法令による資格・免許等 実務経験による場合は、最終学歴及び実務経験年数を記入すること。						
工事経験の概要	工事名					
	発注機関名					
	工事場所					
	契約金額	円				
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日				
	受注形態 該当する方に「○」を記入してください。	単体				
		共同企業体(出資比率 %)				
	従事役職 該当する方に「○」を記入してください。	監理技術者	監理技術者補	主任技術者	担当技術者	現場代理人
工事概要等						

主任（監理）技術者等の <u>専任配置</u> を要する工事との兼任予定の有無		<input type="checkbox"/> あり
※AまたはBによる兼任予定「なし」の場合、以下記入不要。		<input type="checkbox"/> なし
※兼任予定「あり」の場合、該当する①～④いずれかに☑を付し、必要項目を記入すること。		
A	A該当（兼任予定工事あり）の場合、①～③いずれかに☑を付し、必要項目を記入すること。	
	<input type="checkbox"/> ①建設業法施行令第27条第2項該当	
	※発注者に対し事前に兼任の承認を得ていること。	
	<input type="checkbox"/> ②法第26条第3項第1号該当（専任特例1号関係）	
	※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。	
<input type="checkbox"/> ③法第26条第3項第2号該当（専任特例2号関係）		
○監理技術者補佐について（記入項目）		
・氏名：		
・法令による資格・免許：		
兼任予定工事 (共通記入項目)	工事名	
	発注機関名	
	監督員等名	
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
B	<input type="checkbox"/> ④営業所技術者等との兼任	
※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。		

兼任に係る市確認欄 (記入不要)	確認日： 兼任工事発注者等：
---------------------	-------------------

配置予定技術者の資格等報告書

商号又は名称： _____

配置予定技術者の氏名			
法令による資格・免許等			
<small>実務経験による場合は、最終学歴及び実務経験年数を記入すること。</small>			
主任（監理）技術者等の <u>専任配置</u> を要する工事との兼任予定の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
<small>※AまたはBによる兼任予定「なし」の場合、以下記入不要。 ※兼任予定「あり」の場合、該当する①～④いずれかに☑を付し、必要項目を記入すること。</small>			
A	<small>A該当（兼任予定工事あり）の場合、①～③いずれかに☑を付し、必要項目を記入すること。</small>		
	<input type="checkbox"/> ①建設業法施行令第27条第2項該当	<small>※発注者に対し事前に兼任の承認を得ていること。</small>	
	<input type="checkbox"/> ②法第26条第3項第1号該当（専任特例1号関係）	<small>※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。</small>	
	<input type="checkbox"/> ③法第26条第3項第2号該当（専任特例2号関係）	○監理技術者補佐について（記入項目）	
		・氏名：	
		・法令による資格・免許：	
兼任予定工事 <small>（共通記入項目）</small>	工 事 名		
	発注機関名		
	監督員等名		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
B	<input type="checkbox"/> ④営業所技術者等との兼任		
<small>※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。</small>			
兼任に係る市確認欄 <small>（記入不要）</small>	確認日： 兼任工事発注者等：		

様式第4-2号（10条関係）

業務-資格要件有り

配置予定技術者の資格等報告書

商号又は名称： _____

配置予定技術者の氏名	
法令による資格・免許等 実務経験による場合は、最終学歴及び実務経験年数を記入すること。	

公募型指名競争入札方式実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 公募型指名競争入札方式の対象工事は、<u>予定価格130万円</u>を超える工事のうち、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術適正も勘案して、市外業者まで広く公募する必要があると市長が認めた工事を選定するものとする。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 公募型指名競争入札方式の対象工事は、<u>予定価格200万円</u>を超える工事のうち、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術適正も勘案して、市外業者まで広く公募する必要があると市長が認めた工事を選定するものとする。</p>

宇和島市小規模工事等契約希望者登録制度実施要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(対象となる契約)</p> <p>第2条 小規模工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる工事又は修繕であって、当該予定価格が<u>130万円</u>以下のものとする。</p>	<p>(対象となる契約)</p> <p>第2条 小規模工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる工事又は修繕であって、当該予定価格が<u>200万円</u>以下のものとする。</p>

宇和島市入札及び契約に係る情報の公表に関する要領 新旧対照表

改正前						改正後					
別表第1（第4条関係） 建設工事等						別表第1（第4条関係） 建設工事等					
公表事項	公表内容	公表時期	公表期間	公表方法	備考	公表事項	公表内容	公表時期	公表期間	公表方法	備考
建設工事等の発注の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の名称 ・工事場所 ・工事期間 ・工事種別及び工事概要 ・入札及び契約の方法 ・発注予定時期 	当初：4月1日以後	当該年度末まで	閲覧及びホームページ	予定価格が130万円を超えるもの	建設工事等の発注の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の名称 ・工事場所 ・工事期間 ・工事種別及び工事概要 ・入札及び契約の方法 ・発注予定時期 	当初：4月1日以後	当該年度末まで	閲覧及びホームページ	予定価格が200万円を超えるもの
制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格	・入札公告	公告のと き	入札日ま で	ホームペ ージ		制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格	・入札公告	公告のと き	入札日ま で	ホームペ ージ	
一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにこれ	<ul style="list-style-type: none"> ・入札結果表 ・一般競争入札参加 	契約締結 日の翌日	契約日の 属する年 度の翌々 年度末ま	閲覧及び ホームペ ージ		一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにこれ	<ul style="list-style-type: none"> ・入札結果表 ・一般競争入札参加 	契約締結 日の翌日	契約日の 属する年 度の翌々 年度末ま	閲覧及び ホームペ ージ	

らのうち参加させなかった者の名称及び理由	資格審査判定表		で			らのうち参加させなかった者の名称及び理由	資格審査判定表		で		
指名競争入札における指名した者の名称及び指名理由	・入札結果表 ・契約内容書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びホームページ		指名競争入札における指名した者の名称及び指名理由	・入札結果表 ・契約内容書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びホームページ	
入札者の名称及び入札金額並びに落札者の名称及び落札金額	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びホームページ		入札者の名称及び入札金額並びに落札者の名称及び落札金額	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びホームページ	
指名競争見積における指名した者の名称及び指名理由	・見積結果表 ・契約内容書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びホームページ		指名競争見積における指名した者の名称及び指名理由	・見積結果表 ・契約内容書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びホームページ	
見積提出者の名称及び見積金額並びに採用者の名称及び採用金額	・見積結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びホームページ		見積提出者の名称及び見積金額並びに採用者の名称及び採用金額	・見積結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌年度末まで	閲覧及びホームページ	
低入札価格調	・入札結果	契約締結	契約日の	閲覧及び		低入札価格調	・入札結果	契約締結	契約日の	閲覧及び	

査制度において、最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者とした理由	表 ・低入札価格調査報告書	日の翌日	属する年度の翌々年度末まで	ホームページ		査制度において、最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者とした理由	表 ・低入札価格調査報告書	日の翌日	属する年度の翌々年度末まで	ホームページ	
最低制限価格制度において、最低制限価格未満の価格で入札した者の名称	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ		最低制限価格制度において、最低制限価格未満の価格で入札した者の名称	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ	
総合評価方式を実施した理由及び落札者決定基準	・入札公告	公告のと	き 入札日まで	ホームページ		総合評価方式を実施した理由及び落札者決定基準	・入札公告	公告のと	き 入札日まで	ホームページ	
総合評価方式を実施した場合の入札金額及び評価値	・入札結果表	契約締結日の翌日	入札日 ま で	閲覧及びホームページ		総合評価方式を実施した場合の入札金額及び評価値	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ	
契約の相手方の名称及び住所、工事の名称、場所、種	・契約内容書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ		契約の相手方の名称及び住所、工事の名称、場所、種	・契約内容書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ	

別及び概要、 工事着手と完成の時期並びに契約金額			で			別及び概要、 工事着手と完成の時期並びに契約金額			で		
特命随意契約における相手方の名称及び選定理由	・契約内容書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ		特命随意契約における相手方の名称及び選定理由	・契約内容書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ	
変更契約の場合における契約の相手方の名称及び住所、工事の名称、場所、種別及び概要、工事着手と完成の時期、契約金額並びに変更の理由	・契約変更内容書	変更契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧		変更契約の場合における契約の相手方の名称及び住所、工事の名称、場所、種別及び概要、工事着手と完成の時期、契約金額並びに変更の理由	・契約変更内容書	変更契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧	
競争入札参加者の格付等級区分の基準	・宇和島市建設業者格付事務取扱要領	定めたとき又は変更したとき		閲覧及びホームページ		競争入札参加者の格付等級区分の基準	・宇和島市建設業者格付事務取扱要領	定めたとき又は変更したとき		閲覧及びホームページ	
競争入札参加	・宇和島市	認定後遅	当該格付	閲覧及び		競争入札参加	・宇和島市	認定後遅	当該格付	閲覧及び	

者の格付等級及び順位	建設工事等入札参加資格者名簿	滞なく	等級の有効期限まで	ホームページ		者の格付等級及び順位	建設工事等入札参加資格者名簿	滞なく	等級の有効期限まで	ホームページ	
競争入札の予定価格	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ		競争入札の予定価格	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ	
低入札価格調査基準価格及び最低制限価格	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ		低入札価格調査基準価格及び最低制限価格	・入札結果表	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ	
低入札価格調査の要領	・宇和島市低入札価格調査制度実施要領	定めたとき又は変更したとき		閲覧及びホームページ		低入札価格調査の要領	・宇和島市低入札価格調査制度実施要領	定めたとき又は変更したとき		閲覧及びホームページ	
低入札価格調査の結果の概要	・低入札価格調査報告書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ		低入札価格調査の結果の概要	・低入札価格調査報告書	契約締結日の翌日	契約日の属する年度の翌々年度末まで	閲覧及びホームページ	

宇和島市建設業者格付事務取扱要領 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○宇和島市建設業者格付事務取扱要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）第6条第2項による格付を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（格付対象工種）</p> <p>第2条 格付は、次の各号に掲げる工種について行う。</p> <p>(1) 土木一式</p> <p>(2) 建築一式</p> <p>(3) 電気</p> <p>(4) 管</p> <p>（市内業者の格付実施方法）</p> <p>第3条 市内に主たる営業所を置く業者（以下「市内業者」という。）の格付は、客観的点数と主観的点数を合計した総合点数を基に、別表1の基準により行うものとする。</p> <p>(1) 客観的点数</p> <p>建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）のうち入札参加資格審査申請時において直近のもの総合評定値（以下「経審点数」という。）とする。</p> <p>(2) 主観的点数</p> <p>次の各号に掲げる要素について、別表2により算出する。</p> <p>① 市工事の業種別完成工事高</p> <p>② 市工事の業種別平均工事成績</p> <p>③ 技術者数</p> <p>④ <u>CPDS・建築CPD取得単位数</u></p> <p>⑤ <u>表彰受賞歴</u></p> <p>⑥ <u>第三者賠償責任補償保険加入</u></p> <p>⑦ <u>地域貢献度</u></p> <p>⑧ <u>担い手確保</u></p> <p>⑨ <u>障害者雇用</u></p> <p>⑩ <u>労働福祉</u></p>	<p>○宇和島市建設業者格付事務取扱要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）第6条第2項による格付を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（格付対象工種）</p> <p>第2条 格付は、次の各号に掲げる工種について行う。</p> <p>(1) 土木一式</p> <p>(2) 建築一式</p> <p>(3) 電気</p> <p>(4) 管</p> <p>（市内業者の格付実施方法）</p> <p>第3条 市内に主たる営業所を置く業者（以下「市内業者」という。）の格付は、客観的点数と主観的点数を合計した総合点数を基に、別表1の基準により行うものとする。</p> <p>(1) 客観的点数</p> <p>建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）のうち入札参加資格審査申請時において直近のもの総合評定値（以下「経審点数」という。）とする。</p> <p>(2) 主観的点数</p> <p>次の各号に掲げる要素について、別表2により算出する。</p> <p>① 市工事の業種別完成工事高</p> <p>② 市工事の業種別平均工事成績</p> <p>③ 技術者数</p> <hr/> <p>④ <u>表彰受賞歴</u></p> <p>⑤ <u>第三者賠償責任補償保険加入</u></p> <p>⑥ <u>地域貢献度</u></p> <p>⑦ <u>担い手確保</u></p> <p>⑧ <u>障害者雇用</u></p> <p>⑨ <u>労働福祉</u></p>

- ⑪ 協力雇用主
- ⑫ 不当要求防止活動
- ⑬ 入札参加資格停止措置

- 2 前項の規定にかかわらず、格付を行おうとする業者の当該工種の年間平均完成工事高と前項(2)①における市工事当該業種完成工事高のいずれもが、別表3に規定する等級別必要最低年間平均完成工事高に満たない場合は、当該業者の年間平均完成工事高に相応する同表の格付等級に当該業者を格付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、格付が総合点数でA等級に格付されることになる者が、別表2(その1)第2項に規定する業種別平均工事成績評定点が70点に満たない場合は、B等級に格付するものとする。

(市外業者の格付実施方法)

第4条 市内に主たる営業所を有しない業者(以下「市外業者」という。)の格付は、客観点数を基に、別表1の基準により行うものとする。

(格付の時期)

第5条 格付は、原則として2年に1回行い、当該年度の格付が決定するまでは従前の格付によるものとする。

随時に入札参加資格の申請を受け付けた業者の格付の時期については、審査会に諮り決定する。この場合、有効期間は次回格付までの期間とする。

(格付結果の通知及び公表)

第6条 第2条、第3条及び第4条の規定に基づき格付を行った場合は、建設工事入札参加資格申請書を提出した者に対して別に定める様式により通知するとともに、有資格者名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

ただし、市外業者については通知を省略できるものとする。

- ⑩ 協力雇用主
- ⑪ 不当要求防止活動
- ⑫ 入札参加資格停止措置

- 2 前項の規定にかかわらず、格付を行おうとする業者の当該工種の年間平均完成工事高と前項(2)①における市工事当該業種完成工事高のいずれもが、別表3に規定する等級別必要最低年間平均完成工事高に満たない場合は、当該業者の年間平均完成工事高に相応する同表の格付等級に当該業者を格付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、格付が総合点数でA等級に格付されることになる者が、別表2(その1)第2項に規定する業種別平均工事成績評定点が70点に満たない場合は、B等級に格付するものとする。ただし、別表2(その1)第2項に規定する実績がない場合を除く。

(市外業者の格付実施方法)

第4条 市内に主たる営業所を有しない業者(以下「市外業者」という。)の格付は、客観点数を基に、別表1の基準により行うものとする。

(格付の時期)

第5条 格付は、原則として2年に1回行い、当該年度の格付が決定するまでは従前の格付によるものとする。

随時に入札参加資格の申請を受け付けた業者の格付の時期については、審査会に諮り決定する。この場合、有効期間は次回格付までの期間とする。

(格付結果の通知及び公表)

第6条 第2条、第3条及び第4条の規定に基づき格付を行った場合は、建設工事入札参加資格申請書を提出した者に対して別に定める様式により通知するとともに、有資格者名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

ただし、市外業者については通知を省略できるものとする。

別表 1

総合点数による格付基準

格付工種	等級	総合点数	対象工事 (設計金額)	備考
土木一式	A	900 点以上	全工事	特定建設業の許可 を有する者に限る
	B	730 点以上 900 点未満	5,000 万円未満	
	C	600 点以上 730 点未満	3,000 万円未満	
	D	600 点未満	1,000 万円未満	
建築一式	A	800 点以上	全工事	特定建設業の許可 を有する者に限る
	B	700 点以上 800 点未満	6,000 万円未満	
	C	550 点以上 700 点未満	3,000 万円未満	
	D	550 点未満	1,500 万円未満	
電気・管	A	750 点以上	全工事	
	B	570 点以上 750 点未満	4,500 万円未満	
	C	570 点未満	1,000 万円未満	

別表 1

総合点数による格付基準

格付工種	等級	総合点数	対象工事 (設計金額)	備考
土木一式	A	900 点以上	全工事	特定建設業の許可 を有する者に限る
	B	730 点以上 900 点未満	5,000 万円未満	
	C	600 点以上 730 点未満	3,000 万円未満	
	D	600 点未満	1,000 万円未満	
建築一式	A	800 点以上	全工事	特定建設業の許可 を有する者に限る
	B	700 点以上 800 点未満	6,000 万円未満	
	C	550 点以上 700 点未満	3,000 万円未満	
	D	550 点未満	1,500 万円未満	
電気・管	A	750 点以上	全工事	
	B	570 点以上 750 点未満	4,500 万円未満	
	C	570 点未満	1,000 万円未満	

	<p style="text-align: center;"><u>表彰</u></p> <p>イ <u>四国地方整備局各河川国道事務所安全工事表彰</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、すべての申請業種に、1件につき5点を加算する。</p> <p>ア <u>建設業退職金共済制度普及協力者表彰</u> (厚生労働大臣及び建設業退職金共済機構理事長表彰)</p> <p>イ <u>雇用改善優良事業所表彰</u> (厚生労働大臣、知事表彰及び愛媛県建設業協会会長表彰)</p> <p>ウ <u>全国安全週間表彰</u> (厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰)</p> <p>エ <u>障害者雇用優良事業所表彰</u> (厚生労働大臣、知事及び愛媛県障害者雇用促進協会会長表彰)</p>
--	--

	<p style="text-align: center;"><u>彰</u></p> <p>イ <u>四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰</u></p> <p>※アイにおける「各事務所・管理所」は次のとおり。</p> <p><u>松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、肱川ダム統合管理事務所、松山港湾・空港整備事務所</u></p> <p>(3) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、すべての申請業種に、1件につき5点を加算する。</p> <p>ア <u>建設業退職金共済制度普及協力者表彰</u> (<u>独</u>)勤労者退職金共済機構理事長表彰)</p> <p>イ <u>雇用改善優良事業所表彰</u> (厚生労働大臣、知事表彰及び愛媛県建設業協会会長表彰)</p> <p>ウ <u>安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰</u> (厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰)</p> <p>エ <u>障害者雇用優良事業所表彰</u> (厚生労働大臣、(<u>独</u>)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長及び知事表彰)</p>
--	--

<p>6 第三者賠償責任補償保険加入</p>	<p>入札参加資格申請日の属する月の初日において、次の要件を全て満たす第三者賠償責任補償保険に加入している場合、5点を加算する。</p> <p>(1) 工事中及び引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請人に起因する損害を補償の対象に含むものであること</p> <p>(2) 保険期間が1年以上の包括契約であること</p>	<p>5 第三者賠償責任補償保険加入</p>	<p>入札参加資格申請日において、次の要件を全て満たす第三者賠償責任補償保険に加入している場合、5点を加算する。</p> <p>(1) 工事中及び引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請人に起因する損害を補償の対象に含むものであること</p> <p>(2) 保険期間が1年以上の包括契約であること</p>
<p>7 地域貢献度</p>	<p>過去2年間(令和2年11月1日から令和4年10月31日まで)に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合に、当該各号に定める基準により加点する。</p> <p>(1) 国、県、宇和島市、公益法人等が主催する宇和島市内における地域貢献活動へ参加した場合1回につき1点。ただし、5点を上限とする。</p> <p>(2) 災害時、宇和島市に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて災害ボランティアとして参加した場合1日につき1点。ただし、10点を上限とする。</p> <p>(3) 本市との災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、応急対策業務を実施した場合5点</p> <p>(4) 防災士、地震被災建築物応急危険度判断士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者1名につき1点加点する。ただし、5点を上限とする。</p>	<p>6 地域貢献度</p>	<p>過去2年間(令和4年11月1日から令和6年10月31日まで)に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合に、当該各号に定める基準により加点する。</p> <p>(1) 国、県、宇和島市、公益法人等が主催する宇和島市内における地域貢献活動へ参加した場合1回につき1点。ただし、5点を上限とする。</p> <p>(2) 災害時、宇和島市に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて災害ボランティアとして参加した場合1日につき1点。ただし、10点を上限とする。</p> <p>(3) 本市との災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、応急対策業務を実施した場合5点</p> <p>(4) 防災士、地震被災建築物応急危険度判断士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者1名につき1点加点する。ただし、5点を上限とする。</p>
<p>8 担い手確保</p>	<p>(1) えひめジョブチャレンジU-15 事業受入事業所等登録を行っている場合、3点を加点する。</p> <p>(2) 過去2年間(令和2年11月1日から令和4年10月31日まで)にインターンシップ(学生が在学中に市内業者において行う実習や研修的な就業体験をいう。以下同じ。)の受入れ又は出前講座等(学校等が主催する講演等に市内業者が出向き行う建設業に関する座学や実技指導等をいう。以下同じ。)</p>	<p>7 担い手確保</p>	<p>(1) えひめジョブチャレンジU-15 事業受入事業所等登録を行っている場合、3点を加点する。</p> <p>(2) 過去2年間(令和4年11月1日から令和6年10月31日まで)にインターンシップ(学生が在学中に市内業者において行う実習や研修的な就業体験をいう。以下同じ。)の受入れ又は出前講座等(学校等が主催する講演等に市内業者が出向き行う建設業に関する座学や実技指導等をいう。以下同じ。)</p>

	の取組みを行った場合、1回につき3点を加点する。ただし、6点を上限とする。
9 障害者雇用	次のいずれかに該当する場合、5点を加点する。 (1) 障害者雇用を義務付けられている場合で、障害者雇用率を達成しているとき (2) 障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき
10 労働福祉	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度_____を就業規則で定めている場合、5点を加点する。 また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、更に5点を加点する。
11 協力雇用主	協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に定める協力雇用主をいう。以下、同じ。）として保護観察所に登録している場合、5点を加点する。
12 不当要求防止活動	平成31年4月1日から令和4年10月31日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に基づく講習）を受講した者が、入札参加資格申請日現在まで引き続き在籍している場合、10点を加算する。
13 入札参加資格停止措置	過去2年間（令和3年度及び令和4年度）に宇和島市から入札参加資格停止措置を受けている場合には、

	の取組みを行った場合、1回につき3点を加点する。ただし、6点を上限とする。
8 障害者雇用	次のいずれかに該当する場合、5点を加点する。 (1) 障害者雇用を義務付けられている場合で、障害者雇用率を達成しているとき (2) 障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき
9 労働福祉	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度及び介護休業制度を就業規則で定めている場合、5点を加点する。 また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、更に5点を加点する。
10 協力雇用主	協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に定める協力雇用主をいう。以下、同じ。）として保護観察所に登録している場合、5点を加点する。
11 不当要求防止活動	令和3年4月1日から令和6年10月31日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に基づく講習）を受講した者が、入札参加資格申請日現在まで引き続き在籍している場合、10点を加算する。
12 入札参加資格停止措置	過去2年間（令和5年度及び令和6年度）に宇和島市から入札参加資格停止措置を受けている場合には、

	一の処分案件につき 20 点の基礎点に 1 箇月あたり 5 点を加算した合計点数を減ずる。
--	---

※ 上記に定めのない事項については、宇和島市競争参加資格審査会において審査の上決定する。

別表 2 (その 2)

市工事の業種別完成工事高による加点

完成工事高	点 数
3 億円以上	6 0 点
2 億円以上 3 億円未満	5 0 点
1 億円以上 2 億円未満	4 0 点
5 千万円以上 1 億円未満	3 0 点
3 千万円以上 5 千万円未満	2 0 点
1 千 5 百万円以上 3 千万円未満	1 0 点
5 百万円以上 1 千 5 百万円未満	5 点
5 百万円未満	0 点

※ 工事成績評定点が 65 点未満の工事は含まない。

別表 2 (その 3 の 1)

工事請負件数による加点又は減点

件 数	加点又は減点
1 件	- 1
2 件	0
3 ~ 5 件	+ 1
6 件以上	+ 2

※ 工事成績評定点が 65 点未満の工事は含まない。また、工事請負件数が 0 件の場合は、加点又は減点の対象としない。

	一の処分案件につき 20 点の基礎点に 1 箇月あたり 5 点を加算した合計点数を減ずる。
--	---

※ 上記に定めのない事項については、宇和島市競争参加資格審査会において審査の上決定する。

別表 2 (その 2)

市工事の業種別完成工事高による加点

完成工事高	点 数
3 億円以上	6 0 点
2 億円以上 3 億円未満	5 0 点
1 億円以上 2 億円未満	4 0 点
5 千万円以上 1 億円未満	3 0 点
3 千万円以上 5 千万円未満	2 0 点
1 千 5 百万円以上 3 千万円未満	1 0 点
5 百万円以上 1 千 5 百万円未満	5 点
5 百万円未満	0 点

※ 工事成績評定点が 65 点未満の工事は含まない。

別表 2 (その 3 の 1)

工事請負件数による加点又は減点

件 数	加点又は減点
1 件	- 1
2 件	0
3 ~ 5 件	+ 1
6 件以上	+ 2

※ 工事成績評定点が 65 点未満の工事は含まない。また、工事請負件数が 0 件の場合は、加点又は減点の対象としない。

別表2 (その3の2)

市工事の業種別平均工事成績による加点又は減点

業種別平均工事成績評定点	点 数
80点以上	100点
79点	90点
78点	80点
77点	70点
76点	60点
75点	50点
74点	40点
73点	30点
72点	20点
71点	10点
70点	5点
65点～69点	0点
63点～64点	-10点
60点～62点	-30点
60点未満	-50点

別表3

等級別必要最低年間平均完成工事高

	土木一式	建築一式	電気・管
A	5,000万円以上	6,000万円以上	4,500万円以上
B	3,000万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上
C	1,000万円以上	1,500万円以上	1,000万円未満
D	1,000万円未満	1,500万円未満	

別表2 (その3の2)

市工事の業種別平均工事成績による加点又は減点

業種別平均工事成績評定点	点 数
80点以上	100点
79点	90点
78点	80点
77点	70点
76点	60点
75点	50点
74点	40点
73点	30点
72点	20点
71点	10点
70点	5点
65点～69点	0点
63点～64点	-10点
60点～62点	-30点
60点未満	-50点

別表3

等級別必要最低年間平均完成工事高

	土木一式	建築一式	電気・管
A	5,000万円以上	6,000万円以上	4,500万円以上
B	3,000万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上
C	1,000万円以上	1,500万円以上	1,000万円未満
D	1,000万円未満	1,500万円未満	

工事請負契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第9条 （略）</p> <p>（現場代理人及び監理技術者等）</p> <p>第10条 省略</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>（3） 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>（4）～（5） 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>第11条～第64条 （略）</p>	<p>第1条～第9条 （略）</p> <p>（現場代理人及び監理技術者等）</p> <p>第10条 省略</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>（3） 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>（4）～（5） 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>第11条～第64条 （略）</p>